

○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

別表第一（第二条関係）（抜粋）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第四条第二項に規定する技術的援助に関する事項、同法第八条の二第三項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第三項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可に当たっての事前協議に関する事項についての調査審議に関する事務
大阪府環境影響評価審査会	大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）第四条第三項、第八条（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項に規定する配慮書の案又は配慮書及び同条例第四十二条第二項の規定により同条例の規定を適用しないこととした市町村又は府に隣接する府県若しくは当該府県の区域内に存する市町（府の区域内に存する市町村に隣接する市町に限る。）の環境影響評価に関する条例その他の規程の規定により知事が応じる協議の結果に基づき知事が意見を述べる対象である同条例その他の規程に規定する配慮書、方法書、準備書又はこれらに相当する書類についての環境の保全に関する専門的な事項並びに環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある対象事業についての調査審議に関する事務